

鹿屋市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（平成18年鹿屋市公平委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「署名押印」を「記名」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。